東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区規則第八十七号

東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

（令和八年十月東京都北区条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第一条　この規則は、東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

（定義）

第二条　この規則で使用する用語の意義は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

（周辺地域の住民等に対する周知）

第三条　条例第八条第一項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する建築物の敷地の境界線に接する敷地に存する建築物の使用者

二　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する建築物の敷地の境界線から道路又は通路を挟んで隣接する建築物の敷地の境界線までの水平距離が二十メートル以内である場合は、当該建築物の使用者

三　住宅宿泊事業を営もうとする住宅が長屋又は共同住宅である一棟の建築物に存する場合は、当該建築物にある全ての居室の使用者

四　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する地域の町会又は自治会の代表者

五　住宅宿泊事業を営もうとする住宅が二以上の区分所有者が存する建築物である場合は、当該建築物の管理組合又は管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する管理者等をいう。）

六　住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する建築物の敷地が公道に接しない場合は、公道に至るまでの私道等に接する建築物の使用者

七　前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

2　条例第八条第一項の規定による周知は、二回以上の説明会を開催するとともに、住宅宿泊事業を営む旨及び同項各号に掲げる事項（次項において「周知事項」という。）を記載した書面を、公衆の見やすい場所に、掲示することにより行わなければならない。

3　前項の規定による説明会の開催に当たっては、事前に、当該説明会を開催する日時及び場所並びに周知事項を記載した書面を、第一項各号に掲げる者に配布又は送付しなければならない。

4　第一項の規定は、条例第八条第二項に規定する規則で定める者について準用する。この場合において、第一項第一号から第六号までの規定中「住宅宿泊事業を営もうとする住宅」とあるのは、「届出住宅」と読み替えるものとする。

5　条例第八条第二項の規定による周知は、当該変更する事項を記載した書面を配布又は送付することにより行わなければならない。

（法第三条第一項の届出に係る添付書類等）

第四条　次の各号に掲げる条例に規定する書類は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　条例第八条第二項及び第九条第一項第一号に規定する書類　周知実施報告書（別記第一号様式）

二　条例第九条第一項第二号に規定する書類　事前相談記録書（別記第二号様式）

三　条例第九条第一項第三号に規定する書類　住宅宿泊事業の管理運営体制報告書（別記第三号様式）

四　条例第九条第一項第四号に規定する書類　次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア　居住型に係る住宅宿泊事業を行う者　住民票の写し

イ　隣接居住不在型に係る住宅宿泊事業を行う者　住民票の写し及び届出住宅と住宅宿泊事業を行う者が自己の生活の本拠として使用する住宅との位置関係を示した図

五　条例第九条第一項第五号に規定する書類　北区安全措置に関するチェックリスト（別記第四号様式）

2　条例第九条第一項第五号に規定する規則で定めるものは、一戸建て住宅又は長屋であって、次のいずれかの基準を満たしていないものとする。

一　二階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が百平方メートル以下であること。

二　宿泊者使用部分の床面積の合計が二百平方メートル未満であること。

三　各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）以下であること。

四　二階における宿泊者使用部分の床面積の合計が三百平方メートル未満であること。

五　宿泊者使用部分を三階以上の階に設けていないこと。

（宿泊者の衛生の確保）

第五条　条例第十条に規定する規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　寝具類については、次の措置を講じること。

ア　布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。

イ　シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

ウ　布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。

二　届出住宅の設備、備品等は、常に清潔に保ち、ダニ、カビ等が発生しないよ

う除湿すること。

三　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合又は加湿器を備え付ける場合は、当該ろ過器等又は加湿器について、レジオネラ症を予防するため、定期的に洗浄等を行うこと。

（届出住宅に設ける設備）

第六条　条例第十一条に規定する規則で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）

二　廃棄物の回収まで衛生的に保管でき、かつ、保管するのに十分な容量を有する蓋付きの容器

三　届出住宅の全部又は一部において喫煙を禁止する場合にあっては、その旨を表示するもの

四　届出住宅において喫煙場所を設ける場合にあっては、喫煙場所である旨を表示するもの並びに喫煙場所以外の場所への煙の流入及び火災の発生を防止する設備

（宿泊者名簿の正確な記載の確保）

第七条　条例第十二条に規定する規則で定める方法は、次の各号のいずれにも該当する情報通信技術を活用した方法とする。

一　宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。

二　前号の画像が住宅宿泊事業者等の営業所若しくは事務所、届出住宅内又は届出住宅の近傍から発信されていることが確認できること。

（苦情等への対応）

第八条　条例第十四条第一項に規定する規則で定める体制は、住宅宿泊事業者等が苦情及び問合せを受けてから三十分以内に、現地に駆けつけることができる体制とする。

（標識の掲示）

第九条　条例第十五条第一項に規定する規則で定める標識は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　居住型に係る住宅宿泊事業を行う者　区指定標識（居住型）（別記第五号様式）

二　隣接居住不在型に係る住宅宿泊事業を行う者　区指定標識（隣接居住不在型）（別記第六号様式）

三　不在型に係る住宅宿泊事業を行う者　区指定標識（不在型）（別記第七号様式）

2　条例第十五条第二項に規定する規則で定める場所は、次の各号に掲げる届出住宅の種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　一戸建て住宅　道路又は通路に面した壁面、門扉等（法定標識に限る。）

二　長屋又は共同住宅　次に掲げる標識の種別に応じ、それぞれ次に定める場所

ア　法定標識　届出住宅の入口の扉付近で共用部の廊下に面した壁面

イ　区指定標識　当該長屋又は共同住宅の入口に設置している郵便受箱の室番号付近

3　第一項及び前項第二号イの規定にかかわらず、届出住宅の種別が長屋又は共同住宅である場合であって、次のいずれかに該当するときは、管理組合等の承諾を得た上で、第一項各号に掲げるものに代えて、区指定標識（共同住宅等用）（別記第八号様式）を当該長屋又は共同住宅の入口、門扉等の公衆の見やすい場所に掲げるものとする。

一　郵便受箱を設置する場所が当該長屋又は共同住宅の入口でないとき。

二　郵便受箱を設置する場所が公衆の見やすい場所にないとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、区長が必要と認めたとき。

4　条例第十五条第三項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　条例第八条第一項第四号アからウまでに掲げる住宅宿泊事業の運営方法の類型（以下「類型」という。）の別

二　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する用途地域の別

三　住宅宿泊事業の実施が可能な期間

5　条例第十五条第四項の規定による再発行の求めは、標識再発行申請書（別記第九号様式）により行うものとする。

（業務改善命令等に係る公表事項）

第十条　条例第十八条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　商号、名称又は氏名（住宅宿泊管理業者にあっては、商号、名称又は氏名及び登録番号）

二　当該届出住宅の所在地及び届出番号

三　類型の別

四　法第十五条、第十六条第一項若しくは第二項又は第四十一条第二項の規定による命令に違反した場合にあっては、当該違反の内容

五　法第十六条第一項の規定による停止の命令にあっては、当該停止となる期間及び範囲

六　法第十六条第二項の規定による廃止の命令にあっては、当該廃止となる日付

付　則

この規則は、令和八年十一月七日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

年　　月　　日

東京都北区長　殿

住所
氏名
（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

周知実施報告書

東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第８条第１項又は第２項の規定により、周辺地域の住民等に対する周知を行ったので、下記のとおり報告します。

記

１　住宅の所在地　　東京都北区

２　周知文書の配布又は送付日　　年　　月　　日

３　実施した周知　　新規　・　変更

４　意見等の申出　　有　　・　無

（上記３が「新規」の場合、以下について記載）

５　説明会の実施日時及び参加人数　　①　　年　　月　　日　　時から／　　名
②　　年　　月　　日　　時から／　　名

６　住宅宿泊事業を開始しようとする日　　年　　月　　日

【添付書類】

（１）周知に使用した書面の写し
（２）周知文書の掲示状況の記録
（３）周知の対象となる周辺地域の住民等の範囲を示す書類
（４）周知の対象となる周辺地域の住民等の一覧
（５）意見等の申出があった場合は、その内容と対応状況を記録した書類

第２号様式（第４条関係）

事　前　相　談　記　録　書

● 住宅宿泊事業の届出を行おうとする方（相談者）が記載してください。
太枠部分は相談前に記載願います。

相談実施年月日		
事業開始予定年月日		
相談実施者（法人）氏名		
対象物所在・名称	東京都北区	
届出予定住宅の状況	家主　在・不在	宿泊室面積　　㎡
相　談　内　容		

※　消防機関確認欄

相談先消防機関 確　認　印	

第３号様式（第４条関係）

年　　月　　日

住宅宿泊事業の管理運営体制報告書

住宅宿泊管理業務を行う者：（事業者・管理業者）
氏名：
住所：
（法人にあっては、名称、代表者氏名及び事務所の所在地）
電話番号：

○届出住宅

届出住宅所在地	北区　　（居住型・隣接居住不在型・不在型）		
部屋番号	宿泊定員数	宿泊室数	宿泊団体数
	人	室	団体

○標識の記載事項（法第 13 条関係）

緊急連絡先の名称			（事業者・管理業者）
緊急連絡先		標識の掲示場所	（図面に記載）

○宿泊者名簿の備付け等（法第８条関係）

保管場所	届出住宅　・　住宅宿泊事業者の営業所又は事務所	
項目	□宿泊者の氏名・住所・職業・連絡先	□宿泊日（入室日時及び退室日時）
	□日本国内に住所を有しない外国人観光旅客であるときは、その国籍及び旅券番号（旅券の写しを宿泊者名簿とともに保管すること。）	
取得方法	宿泊者名簿の記載内容（　　） 旅券の写し及び旅券番号（　　）	

○宿泊者名簿の正確な記載の確保（条例第 12 条関係）

本人確認の方法	対面　・　ＩＣＴ活用（機器名：　　）
（ＩＣＴの場合）	□宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること。
	□当該画像が住宅宿泊事業者等の営業所若しくは事務所、届出住宅内又は届出住宅の近傍から発信されていることが確認できること。
	送信された情報を確認する場所
本人確認の具体的な方法	

○苦情等への対応（法第 10 条関係）

通常の体制	事務所の所在地		常時対応	可　・　否
	届出住宅までの交通手段	徒歩・自転車・車・その他（　　）	所要時間	分
通常と異なる体制（上記が否の場合）	所在地		曜日・時間帯	
	届出住宅までの交通手段	徒歩・自転車・車・その他（　　）	所要時間	分
	宿泊者名簿の記載内容や旅券の写し等の取得方法		本人確認の具体的な方法	

○届出住宅に設ける設備（条例第 11 条関係）

宿泊客の出入りを確認できるビデオカメラ等（録画機能あり）	□ 機器名（　　） □ 設置位置（図面に記載）
廃棄物保管容器（衛生的な保管・十分容量・蓋付き）	□ 設置位置（図面に記載） □ 形状等（写真やカタログなどを添付）
禁煙表示 ／喫煙表示及び煙の流入や火災発生を防止する設備	□ 禁煙表示 ／ □ 喫煙場所の表示（写真を添付） （喫煙の場合）□ 設置位置（図面に記載） □ 設備（写真を添付）

○宿泊者に対する案内や必要な説明事項

宿泊者の安全確保 （法第６条関係）	□	避難経路
外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保 （法第７条関係）	□	届出住宅の設備の使用方法に関する案内
	□	最寄りの駅等の利便施設への経路と利用可能な交通機関に関する情報
	□	火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内 災害時の避難場所、消防署（１１９番通報）、警察署（１１０番通報）、医療機関及び住宅宿泊管理業者への連絡方法を説明すること。
周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明 （法第９条関係）	□	騒音の防止のために配慮すべき事項 大声での会話を控えること、深夜に窓を閉めること、バルコニー等屋外での宴会を開かないこと、届出住宅内は楽器を使用しないこと等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ、適切な内容を説明すること。
	□	ごみの処理に関し配慮すべき事項 宿泊者のごみによる届出住宅の周辺地域における生活環境への悪影響を防止するため、事業者は、宿泊者に対し、宿泊者が届出住宅内で排出したごみについて、廃棄物処理法及び北区における事業系廃棄物の分別方法に従って、事業者の指定した方法(届出住宅内の適切な場所にごみを捨てること等を含む。)により捨てること等を説明すること。
	□	火災の防止のために配慮すべき事項 ガスコンロの使用のための元栓の開閉方法及びその際の注意事項、初期消火のための消火器の使用方法、避難経路、通報措置等、届出住宅及びその周辺地域の生活環境に応じ、適切な内容を説明すること。
	□	その他配慮すべき事項 ・性風俗サービスを届出住宅内で利用しないことなど、過去の苦情内容を踏まえ、届出住宅の利用に当たって特に注意すべき事項を説明すること。 ・事前周知により、周辺住民等から申出のあった意見のうち、宿泊者に配慮を求めるべき事項を説明すること。

○記録の保管

以下の項目について、届出住宅又は管理業務の拠点となる営業所又は事務所等に３年間保存すること。

事前周知 （条例第８条関係）	□	区条例第８条第１項及び第２項の規定により実施した周知について意見等があった場合は、その内容及び対応状況を記録すること。
苦情等への対応記録 （条例第 14 条関係）	□	周辺地域の住民からの苦情や問合せへの対応について記録すること。

第4号様式（第4条関係）

北区安全措置に関するチェックリスト

住所
氏名
（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）
電話番号

下記のとおり、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号）第1条第1号及び第3号に掲げる措置を講じていることを、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき建築士資格を有する者に確認しました。

届出住宅の所在地		不動産番号	

1. 届出住宅の条件等

（A-1）□	届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の一戸建ての住宅又は長屋	（A-2）□	A-1以外の一戸建ての住宅又は長屋	（B-1）□	届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の共同住宅又は寄宿舎	（B-2）□	B-1以外の共同住宅又は寄宿舎

※B-1の場合は本チェックリストの作成不要

2. 告示第一についての措置状況

適用の対象となる届出住宅	□ 届出住宅の条件等がA－２であるもの □ 届出住宅の条件等がB－２であるもの

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
A 非常用照明器具に関する措置			
一 建築基準法施行令第126条の5に規定する技術的基準に適合する非常用の照明装置とすること	（告示第一第1号）	□ 適合 □ 非適合	
二 設置場所			
宿泊室及び当該宿泊室から地上（届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口）に通じる部分（採光上有効に外気に開放された部分は除く）に設けること ただし、次に該当する建築物の部分にあっては、この限りではない。	（告示第一第2号）	□ 該当部分に設置あり適合 □ 該当部分に未設置で非適合 →	□ 未設置部分が、ただし書に該当で適合 □ 未設置部分が、ただし書に非該当で非適
平成12年建設省告示第1411号に定める建築物の部分		□ 該当 □ 非該当	

3. 告示第二についての措置状況

●告示第二第１号の措置について

適用の対象となる届出住宅	□ 届出住宅の条件等がA−２であるもの □ 届出住宅の条件等がB−２であるもの

同一の届出住宅内の2以上の宿泊室に、複数グループの宿泊者を同時に宿泊させる場合には、次のB又はCに掲げる措置を講じること。ただし、自動火災報知設備等の設置に関し、以下の一かつ二に該当する場合はこの限りではない。⇒B及びCの措置の確認は不要

一　避難通路について

宿泊者使用部分を平成26年国土交通省告示第860号各号のいずれかに該当するものとすること	（告示第二第1号ただし書）	□ 適合	□ 非適合	

二　自動火災報知設備等について

以下の①又は②に該当すること				
①宿泊者使用部分の各居室に消防法施行令第21条に基づき自動火災報知設備が設置されていること	（告示第二第1号ただし書）	□ 適合	□ 非適合	
②宿泊者使用部分の各居室に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に基づき特定小規模施設用自動火災報知設備が設置されていること		□ 適合	□ 非適合	

上記いずれかに非適合の場合は、以下のB及びCの確認

第4号様式（第4条関係）

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
B　防火の区画等に関する措置			
一　宿泊室と当該宿泊室から地上（届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口）に通じる部分（以下「当該部分」という。）とを建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること	（告示第二第1号イ（1）） ただし、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない	□ 適合 （当該部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認） □ 非適合 → □ ただし書該当部分あり適合　□ ただし書該当部分なく非適合	（当該部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認）
	建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分	□ 該当部分あり　□ 該当部分なし	
二　4以上の宿泊室が相接する場合に、3室以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること	（告示第二第1号イ（2）） ただし、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない	（4以上の宿泊室が相接） □ 該当あり　□ 該当なし □ 適合 （当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認） □ 非適合 → □ ただし書該当部分あり適合　□ ただし書該当部分なく非適合	（当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認）
	建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分	□ 該当部分あり　□ 該当部分なし	

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
三　相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡超の場合に、100㎡以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること ただし、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない 建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分	（告示第二第1号イ（3））	（相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡超） □ 該当あり　□ 該当なし □ 適合 （当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認） □ 非適合 → □ ただし書該当部分あり適合　□ ただし書該当部分なく非適合 □ 該当部分あり　□ 該当部分なし	（当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認）
四　給水管、配電管その他の管が、一から三までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第114条第5項において準用する同令第112条第20項の規定に適合すること	（告示第二第1号イ（4））	（給水管、配電管その他の管が、一から三までの壁を貫通） □ 該当あり　□ 該当なし □ 適合 □ 非適合	
五　換気、暖房又は冷房の設備の風道が、一から三までの壁を貫通する場合に、建築基準法施行令第114条第5項において読み替えて準用する同令第112条第21項の規定に適合すること	（告示第二第1号イ（5））	（換気、暖房又は冷房の設備の風道が、一から三までの壁を貫通） □ 該当あり　□ 該当なし □ 適合 □ 非適合	
C　スプリンクラー設備等の設置に関する措置			
一　宿泊室に建築基準法施行令第112条第4項に規定する自動スプリンクラー設備等が設置されていること	（告示第二第1号ロ）	□ 適合　□ 非適合	

●告示第２第２号関係

適用の対象となる届出住宅	□ 届出住宅の条件等がA－１であるもの □ 届出住宅の条件等がA－２であるもの

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
D 届出住宅の規模等に関する措置			
一 宿泊室の床面積の合計について			
2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を100㎡（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が準耐火構造であるか又は同条第9号に規定する不燃材料で造られている場合は200㎡）以下とすること ただし、次に掲げるものにあっては、この限りではない	（告示第二第2号イ）	□ 床面積合計（　　）㎡ （上記面積が100㎡又は200㎡超の場合は以下の適合を確認）	
当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けるもの		□ 適合 □ 非適合	
二 宿泊者使用部分の床面積の合計について			
(1) 宿泊者使用部分の床面積の合計			
床面積の合計を200㎡未満とすること ただし、次の①、②に掲げるものにあっては、この限りではない	（告示第二第2号ロ）	□ 床面積合計（　　）㎡ （上記面積が200㎡以上の場合は以下の①と②の適合を確認）	
① 届出住宅が、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部を同条第7号に規定する耐火構造とした建築物又は同条第9号の3イ若しくはロに該当する建築物であること	（告示第二第2号ロ（1））	□ 適合 □ 非適合	
② ①以外の場合であって、宿泊者使用部分の各居室の壁（床面からの高さが1．2m以下の部分を除く）及び天井（天井のない場合においては屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く）の仕上げを建築基準法施行令第128条の5第1項第1号に掲げる仕上げと、当該居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、同項第2号に掲げる仕上げとするもの	（告示第二第2号ロ（2））	□ 適合 □ 非適合	

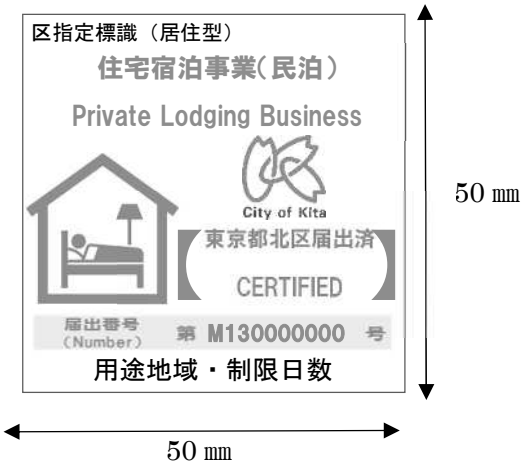
第4号様式（第4条関係）

講 じ る 措 置		措置の状況	状況の補足説明等
⑵ 各階における宿泊者使用部分の床面積の合計			
床面積の合計を200㎡以下（地階にあっては100㎡）とすること	（告示第二第2号ハ）	□ 地階の床面積合計（　　）㎡ □ 1階の床面積合計（　　）㎡ □ 2階の床面積合計（　　）㎡ □ 3階の床面積合計（　　）㎡ ※4階以上の階に宿泊者使用部分がある場合は適宜追加記載すること （上記各階の面積が200㎡超（地階は100㎡超）の場合は以下の①と②の適合を確認）	
ただし、次の①、②に掲げるものにあっては、この限りではない。			
①当該階の廊下が3室以下の専用のものであるもの	（告示第二第2号ハ（1））	□ 適合 □ 非適合	
②当該階の廊下（3室以下の専用のものを除く）の幅が、両側に居室がある廊下にあっては1．6m以上、その他の廊下にあっては1．2m以上であるもの	（告示第二第2号ハ（2））	□ 適合 □ 非適合	
⑶ 2階における宿泊者使用部分の床面積の合計			
床面積の合計を300㎡未満とすること	（告示第二第2号ニ）	□ 床面積合計（　　）㎡ （上記面積が300㎡以上の場合は以下の適合を確認）	
ただし、次に掲げるものにあっては、この限りではない。			
届出住宅が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるもの		□ 適合 □ 非適合	
三 宿泊者使用部分を設ける階について			
以下の①又は②に該当すること			
①3階以上の階に設けないこと	（告示第二第2号ホ）	□ 3階以上の階に設置なし □ 3階以上の階に設置あり	
②4階以上に宿泊者使用部分を設けず、届出住宅の延べ面積が200㎡未満であり、かつ、次に掲げる基準に適合する場合 (1)建築基準法施行令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けている (2)同令第112条第11項に規定する竪穴部分と当該竪穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第19項第2号に規定する構造である戸で区画されている		□ 適合 □ 非適合	
ただし、次に掲げるものにあっては、この限りではない。			
届出住宅が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるもの		□ 適合 □ 非適合	

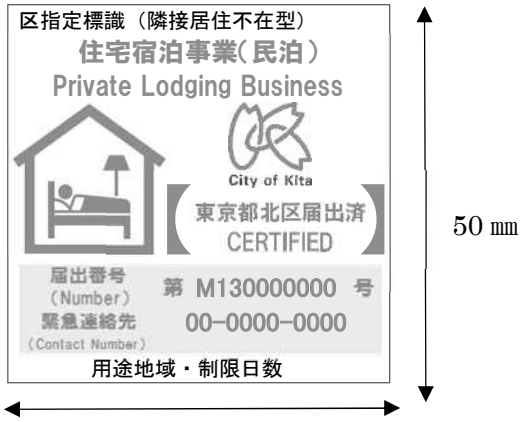
住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に当たり、施設が建築基準法及び東京都建築安全条例その他の建築基準関係規定に基づき上記項目に適合していることを確認いたしました。

作成者	氏 名		建築士免許の種類		登録番号		確認年月日
	建築士事務所	名称	登録番号	住所			年　月　日

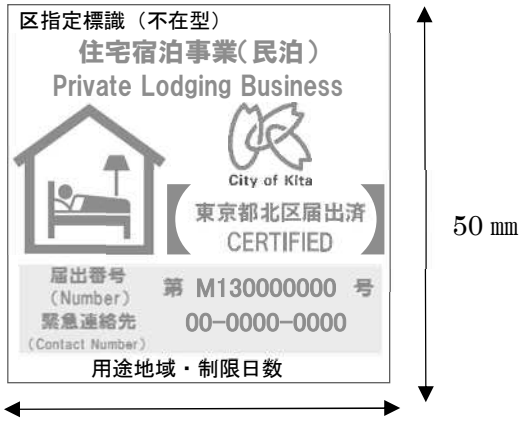
第５号様式（第９条関係）


区指定標識（居住型）
住宅宿泊事業(民泊)
Private Lodging Business
City of Kita
東京都北区届出済
CERTIFIED
届出番号
(Number)
第 M130000000 号
用途地域・制限日数
50 ㎜
50 ㎜

第６号様式（第９条関係）


区指定標識（隣接居住不在型）
住宅宿泊事業(民泊)
Private Lodging Business
City of Kita
東京都北区届出済
CERTIFIED
届出番号
(Number)
第 M130000000 号
緊急連絡先
(Contact Number)
00-0000-0000
用途地域・制限日数
50 ㎜
50 ㎜

第７号様式（第９条関係）


区指定標識（不在型）
住宅宿泊事業(民泊)
Private Lodging Business
City of Kita
東京都北区届出済
CERTIFIED
届出番号
(Number)
第 M130000000 号
緊急連絡先
(Contact Number)
00-0000-0000
用途地域・制限日数
50 ㎜
50 ㎜

第８号様式（第９条関係）

区指定標識（共同住宅等用）

住宅宿泊事業（民泊）

Private Lodging Business





【 建物内届出済施設在中
CERTIFIED 】

部屋番号又は階数 Room Number or Floor Number	
事業者又は管理業者の氏名又は名称 Name of Certified Lodging Business Administrator	
事業者又は管理業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Lodging Business Administrator	

東 京 都 北 区 長

類型（用途地域・制限日数）

170 ㎜

120 ㎜

第９号様式（第９条関係）

年　　月　　日

標識再発行申請書

東京都北区長　殿

住所
氏名
（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号
生年月日

東京都北区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例第15条第4項の規定に基づき、下記のとおり、標識の再発行を申請いたします。

記

申請理由	□ 滅失　□ 汚損　□その他（　　）	
再発行する標識の種類及び枚数	法定標識	
	□ 省令第４号様式（居住型）（　　）枚	
	□ 省令第５号様式（隣接居住型）（　　）枚	
	□ 省令第６号様式（不在型）（　　）枚	
	区指定標識	
	□ 規則第５号様式（居住型）（　　）枚	
	□ 規則第６号様式（隣接居住不在型）（　　）枚	
	□ 規則第７号様式（不在型）（　　）枚	
	□ 規則第８号様式（共同住宅等用）（　　）枚	
記載事項 （該当事項のみ記載）	届出番号	
	届出年月日	
	住宅宿泊事業者名	
	住宅宿泊事業者の緊急連絡先	
	住宅宿泊管理業者名	
	住宅宿泊管理業者の登録番号	
	住宅宿泊管理業者の緊急連絡先	
	部屋番号又は階数	
	用途地域	
	制限日数	

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区規則第八十八号

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区旅館業法施行細則（昭和五十五年五月東京都北区規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「区分所有者をいう」及び「専有部分をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項に次の三号を加える。

十　条例第二条第一項の規定による周知の実施状況を記載した書類

十一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認を要する工事を伴う場合又は営業施設の床面積の合計が二百平方メートルを超える用途の変更を伴う場合は、同法第六条第一項又は第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認済証の写し

十二　既存建築物を用途変更する場合であつて、営業施設の床面積の合計が二百平方メートル以下のものは、当該営業施設が建築基準法第六条第一項の建築基準関係規定に適合していることを建築士が証する書類

第六条第二項に次の二号を加える。

三　建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認を要する工事を伴う場合又は営業

施設の床面積の合計が二百平方メートルを超える用途の変更を伴う場合は、同法第六条第一項又は第六条の二第一項（第八十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する確認済証の写し

四　既存建築物を用途変更する場合であつて、営業施設の床面積の合計が二百平方メートル以下のものは、当該営業施設が建築基準法第六条第一項の建築基準関係規定に適合していることを建築士が証する書類

第七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七条　省令第四条の二第一項に規定する宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置は、対面又は次のいずれかに該当する情報通信技術を活用した方法により、本人確認を行うこととする。ただし、条例第五条第六号イに掲げる営業を行う施設については、次のいずれかに該当する情報通信技術を活用した方法による本人確認に限る。

一　宿泊者の顔及び旅券又は身分証明書等が画像により鮮明に確認でき、かつ、当該画像が営業施設の近傍から発信されていることが確認できる方法

二　事前に共有した宿泊者の本人確認情報及び営業者の発行する暗証番号等を営業施設に備付けの機器を用いて宿泊者自らの操作により照合でき、かつ、ビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）により宿泊者の顔を鮮明な画像により確認することができる方法

第八条の見出しを「（周辺地域の住民等に対する周知）」に改め、同条第一項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同項第四号中「申請者氏名」を「申請者の氏名又は名称」に改め、同項第五号中「管理者氏名」を「管理者の氏名又は名称」に改め、同項第六号中「周辺住民等」を「周辺地域の住民等」に改め、同条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同項第二号中「十五メートル」を「二十メートル」に改め、同項第三号中「営業施設が」の下に「長屋又は」を加え、同項第四号中「周辺地域」を「存する地域」に、「から要望があつた場合は、当該町会又は自治会の会長」を「の代表者」に改め、同項に次の二号を加える。

五　営業施設が二以上の区分所有者が存する建築物である場合であつて、当該建築物に人の居住の用に供する専有部分があるときは、当該建築物の管理組合又は管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第四号に規定する管理者等をいう。）

六　前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

第八条に次の五項を加える。

3　条例第二条第一項の規定による周知は、二回以上の説明会を開催するとともに、旅館業を営む旨及び第一項各号に掲げる事項（次項において「周知事項」という。）を記載した書面を、公衆の見やすい場所に、掲示することにより行わなければならない。

4　前項の規定による説明会の開催に当たつては、事前に、当該説明会を開催する日時及び場所並びに周知事項を記載した書面を、第二項各号に掲げる者に配布又は送付しなければならない。

5　条例第二条第二項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　営業施設の名称

二　営業施設の所在地

三　営業者の氏名又は名称及び緊急連絡先（法第三条の三第一項及び第三条の四第一項の規定による営業者の地位の承継に伴う変更を除く。）

四　管理業務を委託していた場合は、管理者の氏名又は名称及び緊急連絡先

五　周辺地域の住民等からの問合せの方法

6　条例第二条第二項に規定する規則で定める者は、第二項各号に掲げる者とする。

7　条例第二条第二項の規定による周知は、当該変更する事項を記載した書面を配布又は送付することにより行わなければならない。

第十四条第三号を次のように改める。

三　営業者又は管理者の氏名又は名称

第十六条の次に次の一条を加える。

（常駐するための部屋と客室、廊下等との境）

第十六条の二　条例第八条第十一号イに規定する規則で定めるものは、ふすま、板戸又はこれらに類する物によるもので壁造りに準ずるものとする。

第十七条（見出しを含む。）中「第八条第一号ただし書及び」を削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

（玄関帳場に代替する機能を有する設備）

第十七条の二　条例第九条第一項第三号イ(1)に規定する規則で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　宿泊者の本人確認や宿泊者以外の出入りの状況の確認ができるビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）

二　暗証番号の入力により鍵を用いずに客室の解錠を可能とする装置であつて、次のいずれにも該当するもの

ア　営業従事者等が管理事務所等の遠隔から、宿泊者ごとに暗証番号の設定が可能であること。

イ　客室の扉に備え付けられていること。

第十八条第一号中「おおむね十分以内に」を「営業施設の敷地の境界線から水平距離で二十メートル以内より速やかに」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、令和八年十一月七日から施行する。ただし、第十六条の次に一条を加える改正規定、第十七条の次に一条を加える改正規定及び第十八条第一号の改正規定は、令和九年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定により経営の許可を受けている簡易宿所営業（東京都北区旅館業法施行条例（平成二十四年三月東京都北区条例第四号）第五条第六号イに掲げる営業に限る。以下同じ。）の施設及び現に簡易宿所営業に係る当該許可の申請がなされている施設の体制が、この規則による改正後の東京都北区旅館業法施行細則第十八条第一号の規定により難い場合には、同号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に同法第三条の二第一項の規定により営業者の地位を承継した者に係る簡易宿所営業の施設の体制については、この限りでない。

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区規則第八十九号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「事項」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業者（以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）」を加え、同項第三号中「当該家庭的保育事業者等」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項及び第七項において同じ。）」を加え、同条第七項中「のものに限る。）」の下に「又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第八条第六号中「利用定員」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満三歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第十三条第三項第三号中「第六条の三第十項第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十二条中「、同条第四号中「次号並びに第十七条第四号及び第五号」とあるのは「第三十二条において準用する次号」と」を削る。

付則第五条中「家庭的保育事業等」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を

除く。）」を加える。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区規則第九十号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年九月東京都北区規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十一条」を「―第二十一条」に改める。

第五条第一項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第二項中「法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）」に、「同条第二号」を「法第十九条第二号」に改める。

第六条第四項第三号ア及びイ中「法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第十一条第二項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定教育・保育施設（条例第六条第二項に規定する特定教育・保

育施設をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」に、「同号又は法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第二号」に、「同条第四項第三号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第一項中「教育・保育給付認定子ども」」を「同条第四項第三号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども」に改める。

第十二条第二項中「第五条第一項中」の下に「「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、」を加え、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」を「教育・保育

給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む」を「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「満三歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

2　条例第三十七条第二項の規定により、特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

一　家庭的保育事業、満三歳未満等小規模保育事業（児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）をいう。）及び居宅訪問型保育事業　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

二　事業所内保育事業　法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第十三条に次の一項を加える。

3　条例第三十七条第三項の規定により、特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第十四条に次の一項を加える。

2　条例第三十九条第三項に規定する規則で定める場合は、利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合とする。

第十五条第一項第一号中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第三号中「特定地域型保育事業者」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項及び第七項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の下に「（満三歳以上限定小規模保育を除く。第六項において同じ。）」を、「その他の」の下に「法第十九条第三号に掲げる」を加え、同条第七項中「ものに限る。）」の下に「又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条第八項中「第四十二条第三項」を「第四十二条第四項」に改め、同項を同条第九

項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　条例第四十二条第二項に規定する規則で定めるものは、第一項第三号に掲げる事項とする。

第十七条第七号中「第三十九条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条に次の一項を加える。

2　条例第五十一条第三項前段の規定による場合における第十四条及び第十六条の適用については、第十四条第一項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除き、条例第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第十九条第三号」と、第十六条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第六条第四項第三号ア又はイ

に掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二　条例第五十一条の二第二項に規定する規則で定める利用定員の数は、第十三条第三項の規定により定められた利用定員の数とする。

２　条例第五十一条の二第三項前段の規定による場合における第十四条及び第十六条の適用については、第十四条第二項中「第十九条第二号」とあるのは「第十九条第一号」と、「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第二号」と、第十六条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第六条第四項第三号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第二十一条第二項中「令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満三歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月七日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区規則第九十一号

東京都北区立児童館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立児童館条例施行規則（平成七年三月東京都北区規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「条例第二条第二項に規定する条例別表第二に掲げる」を削り、同条第二号中「子ども・ティーンズセンター」の下に「（東京都北区立志茂子ども交流館を含む。）」を加える。

第四条第二項中「別表第一」を「別表」に改める。

第五条第一号を次のように改める。

一　次の表の上欄に掲げる児童館について、それぞれ同表下欄に掲げる定期休館日

児童館の名称	定期休館日
東京都北区立赤羽子どもセンター	月曜日
東京都北区立十条台子どもセンター	
東京都北区立西ケ原子どもセンター	
東京都北区立栄町子どもセンター	日曜日及び毎月の第一月曜日

東京都北区立赤羽西子どもセンター
東京都北区立赤羽北子どもセンター
東京都北区立豊島子どもセンター
東京都北区立桐ケ丘子どもセンター
東京都北区立田端子どもセンター
東京都北区立田端子どもセンター東田端分室
東京都北区立滝野川西子どもセンター
東京都北区立王子東子どもセンター
東京都北区立東十条東子どもセンター
東京都北区立西が丘子どもセンター
東京都北区立浮間子ども・ティーンズセンター

東京都北区立神谷子どもセンター	
東京都北区立志茂子ども交流館	
東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンター	日曜日
東京都北区立豊島東子ども・ティーンズセンター	
東京都北区立袋子ども・ティーンズセンター	
東京都北区立八幡山子どもセンター	

別表第一中「東京都北区立滝野川東児童館」を「東京都北区立滝野川東子ども・ティーンズセンター」に、「東京都北区立豊島東児童館」を「東京都北区立豊島東子ども・ティーンズセンター」に、「東京都北区立袋児童館」を「東京都北区立袋子ども・ティーンズセンター」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

付　則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

東京都北区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月九日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区規則第九十二号

東京都北区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区印鑑条例施行規則（昭和五十年八月東京都北区規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十八条」の下に「（ただし書を除く。）」を加え、「うえ」を「上、」に、「かつ」を「かつ、」に改め、「返付する」の下に「ものとする」を加え、同条に次の二項を加える。

2　区長は、条例第十八条ただし書の規定による印鑑登録証明書交付の申請があつたときは、当該申請内容を印鑑登録原票と照合し、相違ないこと並びに東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）別表第二の五の項に規定する手数料及び印鑑登録証明書の郵送に要する費用が納付されたことを確認した上、当該申請をした者に対して、印鑑登録証明書を交付するものとする。

3　条例第十九条第二項の住所は、申請をした者の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民票に記載された住所とする。

別記第一号様式裏中「東京都の」を削る。

付　則

（施行期日）

1　この規則は、令和九年一月四日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区印鑑条例施行規則別記第一号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区立芥川龍之介記念館条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年十月二十日

東京都北区長　山田加奈子

東京都北区規則第九十三号

東京都北区立芥川龍之介記念館条例の施行期日を定める規則

東京都北区立芥川龍之介記念館条例（令和八年三月東京都北区条例第二号）の施行期日は、令和九年七月二十四日とする。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。